

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和3年度 教育委員会 第3回臨時会)

開会 令和3年11月17日(水)

閉会 令和3年11月17日(水)

午前9時00分

午前9時39分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	教育研修課長	木田 重果
	教育次長	佐々木 理	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総括室長	薩美 征夫	教育総務課係長	青木 威
	参与(人事担当)	八橋 徹		
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐		
	学校支援部長	吉田 巖一郎		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
	教育職員課長	秦 淳也		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<議 題>

- | | | |
|--------|---|---------|
| 議案第38号 | 教育財産用途廃止の件 | (教育研修課) |
| 議案第39号 | 令和4年度 西宮市立学校園教職員異動方針策定の件 非公開 | (教育職員課) |
| 議案第40号 | 令和3年度 西宮市一般会計補正予算(第9号)
(12月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件 | (教育企画課) |

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和3年度 第3回 教育委員会臨時会を開催します。</p> <p>議事録署名委員には、長岡委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、9月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは、承認します。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は、傍聴者がおりません。</p> <p>会議は公開が原則ですが、議案第39号は人事に関する案件、議案40号は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されておられません。非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>ではまず、議案第38号「教育財産用途廃止の件」を議題とします。</p> <p>教育研修課長、お願いします。</p>
教育研修課長	<p>議案第38号「教育財産用途廃止の件」について説明させていただきます。</p> <p>総合教育センターの市役所東館移転に伴い、その移転後、現総合教育センター東館の建物は解体される予定になっております。したがって、教育財産である、鉄筋コンクリート3階建の総合教育センター東館の教育財産の用途を廃止する議案を提出するものです。</p> <p>跡地については資料にありますように、旧芦原小学校グラウンドの拡張工事が行われる予定となっております。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第38号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>議案第39「令和4年度 西宮市立学校園教職員異動方針策定の件」を議題とします。</p> <p>教育職員課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第39号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第40号「令和3年度 西宮市一般会計補正予算(第9号)(12月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第40号「令和3年度西宮市一般会計補正予算(第9号)(12月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>まず、資料の3ページの第1表「歳入歳出予算補正」をご覧ください。</p> <p>上の表が歳入予算になっております。その表の一番下、合計欄3億3,302万</p>

4,000円を増額し、補正後の額を32億5,860万4,000円とするものです。

下の表が歳出予算になります。一番下の合計欄、13億6,223万1,000円を減額し、補正後の額を205億6,308万3,000円とするものです。

次に、資料の4ページ、第2表「債務負担行為補正」をご覧ください。債務負担行為とは、将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において、債務負担契約の締結を可能とするものです。限度額、期間、内容につきましては、表に記載のとおりです。

まず、表1番上、学校施設整備事業は、令和4年度の児童・生徒の数などに応じて必要となります。教室転用や特別支援学級整備などにかかる経費を計上するものです。

次の、学校施設改修事業は、段上小学校において、劣化状況に応じた内外装の改修・更新等を行う、大規模改修工事にかかる経費を計上するものです。

次の、学校施設改修デザインビルド等導入可能性調査業務は、苦楽園中学校・苦楽園小学校の長寿命化改修において、デザインビルドなどの手法について、導入可能性の調査にかかる経費を計上するものです。

次の、安井小学校教育環境整備事業は、改築工事費の増額分にかかる経費を計上するものです。

次の、瓦木中学校教育環境整備事業は、生徒の安全確保などのため、仮設校舎の仕様変更に伴い、仮設校舎借り上げ料の増額分を計上するものです。

次の、教育委員会神祇官分室機械警備業務は、現総合教育センターに青少年育成課が移転することに伴い、その機械警備業務に係る経費を計上するものです。

次の、教育用タブレット端末賃借料は、教育用タブレット端末の追加配備にかかる経費を計上するものです。

次の、学校等AED賃借料は、学校などに配備しているAEDの更新にかかる経費を計上するものです。

続いて、6ページをご覧ください。

第4表、歳出補正の明細になっております。

12月補正の主な内容は、上期までの執行実績や下期の執行見込みに基づく予算残額の減や、契約にかかる執行残などの不用額の減、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止や縮小等に伴う不用額の減となっております。

また、給与費につきましては、原則として当初予算では、10月現在の人員から

退職予定者を除いた人員に基づいて計上し、今回12月補正時に現在の人員配置に合わせた予算を計上するようにしております。

歳出補正につきまして、増額があったものを中心に説明させていただきます。

まず、6ページの中ほどですが、項「教育総務費」、目10「事務局費」の上から6つ目、「人事関係事業経費」につきましては、学校への産業医訪問回数増加に伴う報償費の増と、会計年度任用職員期末手当等の減との差し引きにより、704万6,000円を減額するものです。

続いて、次のページ、7ページの一番上、目30「総合教育センター費」の「学校情報化推進事業経費」につきましては、休校などに備えて、モバイルルータの追加整備に伴う消耗品費の増と、委託料等の執行残の減との差し引きにより、109万2,000円を増額するものです。

次に、項10「小学校費」、目15「学校整備費」の2つ目、「安井小学校教育環境整備事業費」につきましては、国の補助を確実にかつ有利に活用するため、出来高割合を変更したことに伴い、工事請負費などを6億1,341万1,000円減額するものです。

次に、8ページの一番上です。「中学校維持管理事業経費」につきましては、防球ネット改修などに伴う工事請負費の増と、委託料の執行残及び光熱水費の不用額の減との差し引きにより、1,243万円を減額するものです。

次、そのページの一番下の、項「高等学校費」、目05「学校管理費」の「高等学校維持管理事業経費」につきましては、放送設備等を修理することに伴う工事請負費の増と、委託料の執行残及び光熱水費の不用額の減との差し引きにより、229万6,000円を増額するものです。

次の9ページの一番上、「高等学校学習指導推進事業経費」につきましては、入学試験の学力検査問題作成単価が値上がりすることに伴い、学力検査問題作成負担金3万7,000円を増額するものです。

次に、そのページの一番下から3番目、「給食物資購入事業経費」につきましては、長期間の梅雨や台風の影響などにより、食材価格が高騰したことに伴い、学校給食費基金を取り崩し、食糧費1億3,887万1,000円を増額するものです。

歳出補正は以上になります。

続きまして、歳入補正について、主なものを説明させていただきます。

前に戻りまして、5ページをご覧ください。

第3表、歳入補正予算の明細になっております。

表の一番上、款40「使用料及び手数料」は、新型コロナウイルス感染症の影響

	<p>による、「山東自然の家」利用者数の減などに伴い、1,425万4,000円を減額するものです。</p> <p>次の款45「国庫支出金」は、国庫補助金の交付決定等に伴う補正で、安井小学校の校舎増改築工事に対する負担金や、西宮支援学校の校舎改築工事等に対する補助金などが増額となる一方、医療的ケアの看護師配置事業に対する補助金が減額となり、差し引きで、2億1,605万1,000円を増額するものです。</p> <p>次の款50「県支出金」は、県補助金の交付決定などに伴う補正で、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小に伴い、自然学校や「トライやる・ウィーク」にかかる事業費など、617万円を減額するものです。</p> <p>次の款65「繰入金」は、歳出でご説明いたしました、学校給食の食材価格高騰に伴う食糧費の増に対応するため、学校給食費基金から1億3,887万1,000円を繰り入れるものです。</p> <p>表一番下の「諸収入」では、雇用保険加入者の確定により、会計年度任用職員等雇用保険料本人負担金の減などにより、147万4,000円を減額するものです。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第40号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、よって原案は可決されました。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>では、これをもちまして、第3回の教育委員会臨時会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>